藤岡市農業委員会令和3年3月定例会議事録

令和3年藤岡市農業委員会第3回定例会議事録

令和3年3月4日、藤岡市農業委員会長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第3回 定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

「会議に付した議案】

議案第12号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について

議案第17号 農用地利用配分計画(案)について

議案第18号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第19号 令和3年度農作業受委託料金標準額について

報告第 5号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 6号 農地法関係出願等について

[出席委員] (14名)

1 番 秋山 幸夫 2 番 宮澤 一夫 3 番 清水 文江 4 番 浦部 隆 5 番 浅見 健司 6 番 折茂 新一 7 番 黒澤 義雄 8 番 関根 隆雄 9 番 折茂 高弘 10 番 金澤 貞夫 11 番 岩下 次夫 12 番 茂木 由子

13 番 山口 暁 14 番 福田 俊太郎

「欠席委員」(なし)

「出席農地利用最適化推進委員」(なし)

[事務局]

 事務局長
 秋山弘和
 事務局次長
 高田克巳

 次長補佐兼係長
 岸 憲彦
 主 任 牧 眸美

 主
 本 松本 峻

(開 会 13時34分)

事務局次長 ただ今より令和3年第3回定例会を進行させていただきます。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、推進委員さんの ご出席はご遠慮いただいております。また下審査につきましても、中庁舎 3階小会議室を用意しておりますので、本日は1班の委員さんにつきまして は、下審査の際に移動をお願いしたいと思います。 それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。 (会長挨拶)

事務局次長

ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長

ただ今より、令和3年第3回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。 議事録署名委員を指名いたします。5番浅見委員、6番折茂新一委員の両名にお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

議案第 12 号整理番号 1 番について、事務局の説明が終わりましたが、 何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 12 号整理番号 1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 12 号整理番号 1 番ついては申請のとおり決定します。続きまして、議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3 議案は休憩中 に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますの でよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13 時 38 分 休憩)

(15 時 43 分 再開)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請につ

いて、1 班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、市外のTさんが、新規就農するため、中の農地4筆、 1,932 ㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容 等に特に問題はないと判断し、また議案書 23 ページの調査書にあるとお り農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。 以上報告を終わります。

議長

議案第13号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありまし たが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 13 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長

举手全員でありますので、議案第 13 号整理番号 1 番は許可と決定しま す。続きまして2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いし ます。

2 班班長

報告いたします。議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請につ いて、2班で付託を受けたのは整理番号2番と3番の2件です。

整理番号2番は、市外のTさんが、新規就農するため、篠塚の農地2筆、 1,587 ㎡を賃貸で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に 特に問題はないと判断し、また議案書 23 ページの調査書にあるとおり農 地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号 3 番は、下日野のAさんが、農業経営の安定を図るため、下日 野の農地 1 筆、733 ㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申 請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 24 ページの調査書にあ るとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しま した。以上報告を終わります。

議長

議案第13号整理番号2番と3番について2班の班長さんより報告があ りましたが、始めに整理番号2番について何かご意見がありましたらお願 いします。

折茂高弘委員どうぞ。 議長

折茂高弘委員 整理番号 2 番の案件と整理番号 1 番の案件は、同じ申請人で合わせて 3 反になりますが形式上の農家になるのではなく、この 6 筆をきちんと管

理・耕作していただきたいとお願いしたいと思います。

議長 事務局より説明願います。

事務局 折茂高弘委員さんのお話のとおり、基本的には営農計画が出されており、 その営農計画に沿って耕作をしてもらうよう伝えたいと事務局では考えて

います。

議長 他にご意見はありますか。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 13 号整理番号 2

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 13 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 13 号整理番号 3

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 13 号整理番号 3 番は許可と決定しま

す。続きまして、議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請につい

て、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請につ

いて、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。

整理番号1番は、本郷のKさんが、鬼石の農地を露天駐車場用地として 転用するもので、面積は58 ㎡、農地区分は第2種農地として判断されま す。下審査においては、当該地は市より払い下げられた農地でありますが、

払い下げの経緯が不明なため、調査のため保留と意見決定しました。以上

報告を終わります。

議長 議案第 14 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありまし

たが、事務局より補足説明を願います。

事務局 下審査の中で説明をさせていただきましたが、こちらの畑 58 ㎡をKさ

んが市から払い下げを受けて取得をしている状況に現在ありますが、農業委員会の許可を受けずに地目が農地のままで払い下げを受けており、委員さんからその経緯を詳細に確認してほしいということで、再度調査をして報告をするということで保留の判断に至りました。

議長 1班班長どうぞ。

1 班班長 もう1点、Kさんは農業者ではないことから、本来農地を取得する資格 がないのにも関わらず払い下げを受けているというところも議論・指摘されています。

議長事務局どうぞ。

事務局 1班班長のお話のとおり、その点についても確認してほしいというお話がございました。説明が足りず申し訳ありません。

議長 何かご意見がありましたらお願いします。

議長浦部委員どうぞ。

浦部委員 水路が払い下げで畑になっちゃって、農家でない人が取得した。例えば 雑種地であれば問題ないけど、その経過をはっきりしてからということで すね。

議長 折茂高弘委員どうぞ。

折茂高弘委員 元々、市の土地ということですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 元々市の方で管理している水路で無地番でしたが、払い下げを行うにあ たって、地番と面積を確定しまして、その後地目について畑として出てき たという状況です。

議長 1 班班長どうぞ。

1 班班長 下審査の中で、今回払い下げで農地を取得したということで、過去にも 農業者でない方に農地を払い下げていたのではないかという意見がありま したので、それも調査してほしいと思います。 議長事務局より説明願います。

事務局 わかりました。それも含めて可能な限り調査をさせていただきたいと思います。

議長

議長 他にご意見はありますか。

(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 14 号整理番号 1 番 について、これを保留とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号整理番号 1 番は保留と決定しま す。続きまして 2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いし

2 班班長 報告いたします。議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。

整理番号2番は、金井のOさんが、金井の農地を倉庫及び車庫及び露天 駐車場用地として転用するもので、面積は399 ㎡、農地区分は第2種農地 として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判 断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議長議案第 14 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 14 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 14 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 9 番の 9 件です。

整理番号1番は、市外のSさんが、立石の農地を売買で取得し、太陽光

発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 789 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、立石のMさんが、立石の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は297㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、市外のOさんが、立石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,385㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の法人が、立石新田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 675 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等を総合的に判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市外のKさんが、森新田の農地を売買で取得し、一般 住宅用地として転用するもので、面積は 464 ㎡、農地区分は第 2 種農地と して判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断 し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、森新田のMさんと市外の小林さんが、森新田の農地を 売買で取得し、通路用地として転用するもので、面積は 10 ㎡、農地区分 は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に 問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市内の農事組合法人が、中栗須の農地を賃貸で借り受け、コンクリート製水稲育苗施設用地として転用するもので、面積は2,467 ㎡、農地区分は農振として判断されますが、農業用施設として農用地利用計画の軽微変更の同意を得ていますので問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、市外の法人が、高山の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,695 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、本郷のKさんが、鬼石の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 1,700 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議案第15号整理番号1番から9番について1班の班長さんより報告が

ありましたが、初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたら お願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 3 番は許可と決定しま す。暫時休憩します。

(16 時 01 分 休憩)

議長

(16 時 46 分 再開)

議長休憩をといて会議を再開いたします。

次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 それでは採決します。議案第 15 号整理番号 4 番について、許可とする ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手多数)

議長 挙手多数でありますので、議案第 15 号整理番号 4 番は許可と決定しま

す。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 5 番は許可と決定しま す。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 6

番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 6 番は許可と決定しま

す。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 岩下委員どうぞ。

岩下委員 コンクリートは、転用する 2,467 mの全面に張るということですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局全面に張るのではなく、一部通路などの部分は残ります。

岩下委員農業用施設だから転用不要ではないのか。

事務局 この場所で直接耕作・栽培をするわけではないので、農地以外の目的と

いうことで転用扱いになり5条申請で受けています。

議長福田委員どうぞ。

福田委員 地目も農地から変わるのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 法務局の判断になるので、何とも言えませんが、耕作目的でなくなるの

で雑種地などへの地目変更の可能性はあると思います。

福田委員 もし、水稲育苗施設として使用しなくなったら、農地には戻らないとい うことですか。

事務局 この土地は、農振農用地であり青地の規制は残りますので、網にかかることになります。

議長 他にご意見はありますか。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 9 番は許可と決定しま す。暫時休憩します。

> (16 時 53 分 休憩) (16 時 57 分 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。2班の班長さんより下審査の結果 について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 10 番から 16 番の 7 件です。

整理番号 10 番は、藤岡のKさんが、上戸塚の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 432 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、立石のKさんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 209.16 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽 光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 891 ㎡、農地区分は 第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問 題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市外の法人が、西平井の農地を売買で取得し、露天 資材置場用地として転用するもので、面積は 462 ㎡、農地区分は第 2 種農 地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと 判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、本動堂のAさんが、東平井の農地を使用貸借で借り受け、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 451 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、緑埜のMさんが、緑埜の農地を売買で取得し、水道管管理用地として転用するもので、面積は 12 ㎡、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 16 番は、下日野のTさんが、下日野の農地を売買で取得し、 露天駐車場用地として転用するもので、面積は 118 ㎡、農地区分は第 2 種 農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ない と判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 15 号整理番号 10 番から 16 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、始めに整理番号 10 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 12 番は許可と決定しま す。次に整理番号 13 番について何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 14 番は許可と決定します。次に整理番号 15 番について何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 15 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 15 番は許可と決定します。次に整理番号 16 番について何かご意見がありましたらお願いします。 (異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 15 号整理番号 16 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 15 号整理番号 16 番は許可と決定します。続きまして、議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、議案第 16 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か 意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。 続きまして、議案第 17 号農用地利用配分計画(案)について上程します。 事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、議案第 17 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か ご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、議案第 17 号農用地利用配分計画(案) について、特に意見なしということでよろしいですか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議案第 17 号農用地利用配分計画(案)については、そ

のように決定します。続きまして、議案第 18 号下限面積(別段の面積) の設定について上程します。事務局より説明願います。

事務局

下限面積とは、農地法第3条の許可を得るための一つの要件になっており、この要件を欠くと農地の売買や貸し借りをすることができません。

下限面積は、権利の取得後において原則として北海道 2 ヘクタール以上、都府県 50 アール以上となることが農地法で規定されていますが、平成 21 年 12 月の改正農地法により地域の実情に応じて農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い市町村の区域内の全部又は一部において、この面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになりました。

藤岡市では平成23年7月から美九里地区の高山の区域、日野地区、鬼石地区の区域に別段の面積20アールを設定し、それ以外の全地区については別段の面積30アールを設定しています。

この下限面積は、毎年設定・修正を検討することとされており、定例会で決定のうえホームページ等で公表しています。各地域で特段の変化もなく特に支障もないことから、次年度につきましても変更を行わないものとするもので、ご審議をお願いします。

議長

ただ今、議案第 18 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か ご意見がありましたらお願いいたします。

議長

福田委員どうぞ。

福田委員

本来これは専業農家向けの設定でして、多様な農家を増やすことを考えると 30 アールという面積を下げた方が良いのではないかと考えています。 農業新聞を見ると他の市区町村では 0.1 アールに下げたというのもいくつかあります。新たに兼業農業を始めたりするのに少しでも支障を除いておくのが良いと思います。安易に変えて何か問題が想定されるのであれば、それに対して考慮した上での面積変更とし、藤岡市でも下げるべきと思います。

議長

事務局より説明願います。

事務局

ご指摘がありましたが、0.1 アールというのは農地付空家のことかと思います。農地付空家については、空家バンクに登録して付随する農地があれば下限面積を別に農業委員会で定めることになっています。そういった意見も踏まえながら、県や各市の動向を調査・研究していきたいと思います。

福田委員

時期尚早という意見もあって良いのですが、情勢は少しずつ変わっていると思いますので、例えば一般のサラリーマンの副業禁止が解かれているとか、都市と地方の交流とか、いずれそういうことに対応することになりますので、いつ下げるのかという議論になると思っています。

議長

他にご意見はありますか。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 18 号下限面積 (別段の面積)の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数でございますので、議案第 18 号下限面積(別段の面積)の設定については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 19 号令和 3 年度農作業受委託料金標準額について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

事務局

議案書の22ページをご覧ください。令和3年度の農作業受委託料金標準額ですが、農家間等での農作業の受委託をスムーズに行うために、目安となる標準額を毎年設定しているものでございます。

この標準額の設定にあたりましては、事前に設定協議会を開催しまして、 ご覧のとおりの案を作成しましたので、農業委員会の決定をいただくもの でございます。設定協議会には、秋山会長、浅見職務代理、福田班長・関 根班長の他、JAの営農経済部長と県の農業指導センター長、市からは秋 山局長、農林課長、農村整備課長に出席をいただいております。

項目ごとの説明は省略させていただきますが、料金設定にあたっては、 近隣市の高崎市、安中市、富岡市の標準額を参考に検討を行い、管内の実 情を踏まえ同程度の料金として各項目令和 2 年度から据え置きとしました。

また、令和3年度からはサブソイラー、プラウの作業を追加しました。 料金については他の項目と同様に近隣市の額を参考に料金を決定しました。 決定後は、市の広報と農業委員会ホームページに掲載をさせていただき ます。以上で説明とさせていただきます。

議長

ただ今、議案第 19 号について、事務局の説明が終わりましたが、何か ご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 19 号令和 3 年度

農作業受委託料金標準額について、これを可とすることに賛成の方は挙手 をお願いします。

(举手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第 19 号令和 3 年度農作業受委託料金標準額については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 5 号・6 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第 5 号・6 号について、事務局の説明が終わりましたが、 何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第3回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 17時21分)